

平成21年4月1日
保健福祉局長決定

神戸市小規模多機能型居宅介護費市町村独自加算算定基準

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）及び平成19年厚生労働省告示第212号に基づき、厚生労働大臣の認定を受けて算定する小規模多機能型居宅介護費に係る市町村独自加算について、以下の通り定める。

1 神戸市における市町村独自加算の単位数及び算定要件

- (1) 小規模多機能型居宅介護費市町村独自加算(Ⅰ)（1月につき）200単位
- (2) 小規模多機能型居宅介護費市町村独自加算(Ⅱ)（1月につき）200単位

注1 (1)については、登録者でない地域の住民が気軽に事業所に立ち寄ること及び登録者が地域住民主催の行事に参加することができる仕組みを設けている（1月に1回以上地域住民と交流する行事の開催や参加など）ものとして神戸市長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）の小規模多機能型居宅介護費を算定する場合に、所定単位数を算定する。

注2 (2)については、市が関与する中で、小規模多機能型居宅介護の事業者が事業者団体を組織し、定期的な小規模多機能型居宅介護事業所会議や研修会等を開催して、運営状況の報告や意見交換を行うと共に、事業やサービスに関する事例研修等に参加して事業者間の連携やサービスの質の向上を図っているものとして神戸市長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所において、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費を算定する場合に、所定単位数を算定する。